

日田市規則第 36 号

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 9 月 27 日

日田市長 原 田 啓 介

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u></p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 及び 4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。